

健生食輸発0508第1号  
令和8年5月8日

各検疫所長 殿

健康・生活衛生局食品監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について  
(インド産もろこし(こうりゃん等)のアフラトキシン)

標記については、令和8年3月31日付け健生食輸発0331第1号(最終改正：令和8年5月1日付け健生食輸発0501第1号)により通知したところである。

今般、輸入時のモニタリング検査においてインド産もろこし(こうりゃん等)からアフラトキシンを検出したことから、同通知の別添1を下記のとおり改正するので、御了知の上、関係事業者等への周知方よろしく願います。

記

別添1のインドの項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
もろこし(こうりゃん等) (粉を含む。)	—	総アフラトキシン(アフラトキシンB <sub>1</sub> 、B <sub>2</sub> 、G <sub>1</sub> 及びG <sub>2</sub> の総和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10μg/kgを超えて付着又は含有しているおそれがあるため。

を追加する。